

洪水ハザードマップ作成の手引き

国土交通省河川局治水課

平成 16 年に発生した全国各地での一連の豪雨災害で明らかとなった課題を踏まえ、地域の水災防止力の向上を図るため水防法の一部を改正することとなり、平成 17 年 7 月 1 日より施行されました。この水防法改正により、的確な判断・行動を実現するための防災情報の充実を図るため、浸水想定区域の指定と公表を行う河川を、洪水予報河川のみならず、特別警戒水位（洪水による災害の発生を特に警戒する水位で、住民の避難等を行う目安となる水位）を設定し、その水位に達したときはその旨を市町村長等関係者に通知するとともに一般に周知する河川（水位情報周知河川）にも拡大しました。それに伴い、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、**洪水ハザードマップ等を用いて洪水予報等の伝達方法や避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項等について、住民に周知することが義務化され、作成対象市町村が現在の約 2 倍にあたる 1,800 市町村ほどに拡大される見込です。**（平成 17 年 3 月 31 日現在で、洪水ハザードマップを作成している市町村は 375 市町村。うち、浸水想定区域に基づき洪水ハザードマップを作成している市町村は 311 市町村。）

このため、洪水ハザードマップの作成が円滑に進むよう、具体的な洪水ハザードマップ作成の技術的参考資料として「洪水ハザードマップ作成の手引き」をとりまとめました。

本手引きの特徴

平成 16 年に発生した全国各地での一連の豪雨災害で明らかとなった課題や地域特性を十分考慮した洪水ハザードマップとすることが必要であること、また、今後多くの市町村で洪水ハザードマップを作成、周知することが急がれることから、本手引きでは、特に以下の点に配慮した。

● 洪水ハザードマップの記載項目を「共通項目」と「地域項目」に分類

円滑に洪水ハザードマップを作成できるよう、全ての洪水ハザードマップに原則として記載することが必要な事項を「共通項目」と位置づけている。

また、より地域に密着した洪水ハザードマップを作成できるよう、地域の状況に応じて記載するかどうか判断すべき事項を「地域項目」として位置付けている。（「共通項目」「地域項目」については、【参考-2】洪水ハザードマップ作成要領を参照）

● 避難場所の記載についての考え方を整理

避難場所の記載にあたっては、浸水想定区域や土砂災害危険区域等の情報から浸水や土砂災害、高潮等に対する適用性の検討や、状況に応じた避難ができるような情報の記載についても検討することが必要としている。

● 住民に気象情報等の在りかを提供

住民が積極的に情報収集を行い、自らが危険性の認知や避難行動をとれるよう、洪水ハザードマップに気象情報や降雨状況、河川水位の状況などの情報入手先を記載することが必要としている。

● その他、河川のはん濫特性や災害学習情報などを記載するにあたっての着眼点を整理するとともに参考となる事例を掲載

なお、作成した洪水ハザードマップを如何にして効果的に住民に周知し、活用してもらうかについては、今後第 3 編として作成する予定です。